

地域指定年度	昭和 4 6 年度
計画策定年度	昭和 4 9 年度
計画見直し年度	平成 2 0 年度
	平成 2 3 年度
	平成 2 9 年度
	令和 6 年度

高崎農業振興地域整備計画書

令和 6 年 8 月
群馬県 高崎市

【目 次】

第1 農用地利用計画

- 1 土地利用区分の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - (1) 土地利用の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - ア 土地利用の構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - イ 農用地区域の設定方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - (2) 農業上の土地利用の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
 - ア 農用地等利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
 - イ 用途区分の構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - ウ 特別な用途区分の構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 2 農用地利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

第2 農業生産基盤の整備開発計画

- 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 2 農業生産基盤整備開発計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 4 他事業との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

第3 農用地等の保全計画

- 1 農用地等の保全の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 2 農用地等保全整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 3 農用地等の保全のための活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

- 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
 - (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
 - (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向・・・・・・・・・・・・・30
- 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を
図るための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
 - (1) 農地中間管理事業等による対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
 - (2) 経営体の活動支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
 - (3) 地力の維持増進対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

第5 農業近代化施設の整備計画

- 1 農業近代化施設の整備の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - (1) 水稻・麦類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - (2) 野菜・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - (3) 果樹・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - (4) 畜産・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - (5) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 2 農業近代化施設整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・ 32

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

- 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向・・・・・・・・ 33
- 2 農業就業者育成・確保施設整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 3 農業を担うべき者のための支援の活動・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - (1) 農業教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - (2) 女性農業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - (3) 就農・農業参入・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - (4) 情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - (5) 制度資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - (6) 広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - (7) 販路確保・ブランド力向上・・・・・・・・・・ 34
 - (8) 6次産業化・ブランド化・・・・・・・・・・・・ 34
 - (9) 農地整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・・・ 35

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

- 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標・・・・・・・・・・・・ 36
- 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策・・・・・・・・ 36
- 3 農業従事者就業促進施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・・・ 36

第8 生活環境施設の整備計画

- 1 生活環境施設の整備の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
 - (1) 安全性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
 - (2) 保健性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
 - (3) 利便性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

（４）	快適性	・・・・・・・・・・・・・・・・	38
（５）	文化性	・・・・・・・・・・・・・・・・	38
２	生活環境施設整備計画	・・・・・・・・・・・・・・・・	38
３	森林の整備その他林業の振興との関連	・・・・・・・・・・・・・・・・	38
４	その他の施設の整備に係る事業との関連	・・・・・・・・・・・・・・・・	38

第９ 付図・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

- １ 土地利用計画図（付図１号）
- ２ 農業生産基盤整備開発計画図（付図２号）
- ３ 農業近代化施設整備計画図（付図３号）

別記 農用地利用計画

- （１） 農用地区域
 - ア 現況農用地等に係る農用地区域
 - イ 現況森林、原野等に係る農用地区域
- （２） 用途区分
- （３） 地区・区域番号

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

高崎市（以下、「本市」という。）は、平成18年1月23日に群馬郡倉渕村、同郡箕郷町、同郡群馬町及び多野郡新町と、同年10月1日には群馬郡榛名町と、平成21年6月1日には多野郡吉井町と合併し、県内一の人口37万人を擁する都市となった。

本市は群馬県の中西部に位置し、南東から北西へと三日月形を成し、南東部に位置する高崎地域・群馬地域・新町地域・吉井地域は関東平野の一部を形成する平坦地形である一方、北西部に位置する箕郷地域・榛名地域・倉渕地域は、ゆるやかな丘陵地形や自然豊かな山々に囲まれた山間地形を有している。

気候については、夏季は高温で雨が多く、冬季は低温で乾燥した日が続き、夏と冬、昼と夜の気温の変化が大きい内陸性気候となっている。

平成23年から令和2年までの10年間の平均値の平均を見ると、平野部では、日平均気温15.3℃、最高気温38.4℃、最低気温-4.6℃、年間降水量1,229.1mm及び年間日照時間2,240時間（前橋地方気象台データを基に算出）、山間部では、日平均気温14.2℃、最高気温37.7℃、最低気温-7.6℃、年間降水量1,357.7mm及び年間日照時間2,197.2時間（上里見地域気象観測所データを基に算出）となっている。

また、日本列島のほぼ中央部にあり、東京へ約100kmの地点にあつて上信越・東京間の中継機能を果たすとともに、群馬県の表玄関としての役割も果たしており、古くから交通の要衝として発展し、新幹線2路線、JR在来線5路線、私鉄1路線、高速自動車道3路線及び国道5路線が集中する全国有数の内陸交通の拠点性を有し、経済・運輸・交通の面においてその真価を発揮している。

令和2年度現在の農業振興地域内における土地利用の現況は、農用地及び農業用施設用地25.9%、森林原野25.7%、住宅地9.2%、工場用地1.3%となっている。人口については、令和2年の国勢調査によると372,973人であり、平成27年国勢調査と比較し2,089人（約0.6%）の増加となっている。この人口増加に比例して住宅地の面積が最も増加している。

また、令和2年の国勢調査における世帯数は160,981世帯であり、平成27年国勢調査と比較し10,801世帯（約7.2%）の増加となっている。

市町村民経済計算結果の概要によると、産業別生産の構成比は、平成29年時点で、第1次産業0.7%、第2次産業30.6%、第3次産業68.2%となっている。

第1次産業については、平成29年では10,525百万円、平成22年の生産額を1.0とした推移を見ると、平成27年は1.17、平成29年は1.22と上昇傾向になっている。

第2次産業については、平成29年では484,613百万円、平成22年の生産額を1.0とした推移を見ると、平成27年には1.11、平成29年は1.22と上昇傾向になっている。

第3次産業については、平成29年では1,079,819百万円、平成22年の生産額を1.0とした推移を見ると、平成27年は1.05、平成29年は1.09と上昇傾向になっており、いずれの産業も上昇傾向で推移していることが分かる。

このような本市の産業構造や人口・総世帯数の増加、交通拠点都市としての性格や東京から約100kmの地点という地理的条件を生かして、産業振興・経済活動の活性化による企業の被雇用者の増加や、教育・福祉・医療・防災・子育て環境など市政全般の一層の向上を進めることにより、令和12年においても令和7年の市人口目標である40万人の維持を目指します。

各地域の地形的・地理的特徴から、土地利用の現況は様々であり、その個性や資源を生かした整備・保全を推進する。

また、一体的かつ均衡ある発展を推進するために、合理的かつ健全な地域開発を達成する地域と、将来、生産農地として保全する地域とを区分し、調和のとれた計画的な土地利用を図る。

都市的農業地域から中間・山間農業地域まで多様な農業地域類型を持つ特性を生かした農業生産を推進することにより、高崎産農畜産物のブランド力を向上し、地産多消の確立を図る。

荒廃農地等の再生や農業生産基盤の整備を推進し、農用地の確保、流動化や高度利用を図ることにより、優れた農業地域を形成する。

また、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握していくため、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等のデジタル化の推進を図る。

《農業振興地域の土地利用の現況と目標》

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和2年)	7,526.9	25.6	84.9	0.3	7,568.5	25.7	2,704.8	9.2	387.6	1.3	11,138.5	37.9	29,411.2	100
目標 (令和12年)	7,224.2	24.6	95.3	0.3	7,668.5	26.1	2,744.0	9.3	393.1	1.3	11,286.1	38.4	29,411.2	100
増減	△302.7		10.4		100		39.2		5.5		147.6		0	

(注) 混牧林地面積なし

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本市農業振興地域内にある現況農用地 7,467.7ha のうち、a～c に該当する農用地 5,313.4ha について農用地区域を設定する方針である。

なお、農用地区域内の農地のうち荒廃農地を除いた面積は、令和 2 年 12 月時点 5,266.7ha であるが、今後、農業振興制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保等の取組を推進することにより、令和 12 年においては 4,823.1ha を確保することを目標とする。

a 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業またはこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある農用地

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要なもの

ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域に含めない。

(a) 集落区域内に介在する農用地 1,420 ha

(b) 自然的な条件から見て農業の近代化を図ることが相当でない農用地 345ha

(c) 集落の整備に伴って拡張の対象となる農用地 76ha

(d) 道路沿線の住宅等開発予想される農用地 295.3ha

(e) 農林大学校の農用地 11ha 及び文化財保護指定地内の農用地 7ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの 54.4ha について、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況森林、原野等のうち、(ア)において農用地区域

を設定する方針とした現況農用地に介在、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要のある森林、原野等について農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の農用地区域は、都市的農業地域から平地農業地域、中間農業地域さらに山間農業地域まで広がり、それぞれの地域の特性に応じ様々な利用がなされている。

将来にわたり農業生産を維持していくためには、土地条件や経営条件を考慮して、地域条件に適合した新規作目の導入、収益性の高い施設園芸や果樹栽培への転換、重点作目の団地化を図るなど、農用地区域内の土地の高度利用を積極的に進める必要がある。

このため、施設園芸農業の一形態である植物工場（完全人工光型及び太陽光利用型）等の導入、施設園芸の高度化、露地栽培からの転換を進めることや、地域の特性や将来性を見極め、収益性の高い作物の導入、有機野菜栽培の導入を図るものとする。

また、農業の基盤となる農地を確保し、その利用性を向上させるため、農地中間管理事業を活用したほ場整備などの基盤整備事業や荒廃農地等の再生を積極的に推進することが必要とされている。

なお、農地の確保及び利用性を向上させる事業を推進する際には、限りのある資金を有効に活用するため、農業投資を開発圧力の高い市街地近郊から、開発圧力の低い郊外に農業投資を集中させ、効果的な振興に取り組むものとする。

一方、市街地近郊の都市的農業地域においては、植物工場をはじめとした高度園芸施設の推進により収益向上を図るとともに、農業生産を維持・継続していくため、都市と農地が共生する新しいモデル都市の検討に取り組むものとする。

《農用地区域の用途区分別土地利用の現況と目標》

単位：ha

区域 区分	農 地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
高崎	5,393.1 (5,266.7)	5,053.2 (4,823.1)	△339.9 (△443.6)	0.4	0.4	0	0	0	0	48.3	58.7	10.4	5,441.8	5,112.3	△329.5	305.7

(注) 1 ()内は、農用地区域内の農地のうち、耕地及び作付面積統計において定義する「耕地」の面積である。

2 現況は令和2年、将来は令和12年

イ 用途区分の構想

(ア) 高崎地域

当該地域には、1,532.9ha の農用地があり、70%が田として、残りが畑として利用されている。

本市の中心となる地域であり、農地の開発ニーズも高いことから、宅地化の進んだエリアに隣接した農用地について、植物工場をはじめとした高度園芸施設の推進により収益向上を図るとともに、農業生産を維持・継続していくため、都市と農地が共生する新しいモデル都市の検討・開発に取り組むものとする。

(I) 高崎北地域

当該地域は、上越新幹線以東、主要地方道高崎駒形線以北で、市道E-867 及びE-850 号線以西に位置し、199.6ha の農用地のうち、70%が田として、残りが畑として利用されている。

(A) 新高尾地区

当該地域の東に位置し、120.1ha の農用地は、72%が田として、残りが畑として利用されている。

(a) 新保・新保田中・日高

既存の集落を内包しつつ飛び地的に連続した118.4ha の農用地は、72%が田として、残りが畑として利用されている。

関越自動車道路沿線部及び主要地方道高崎駒形線北側並びに県道井野停車場線北側に存在している農用地の集団は、一部宅地等の非農業的利用の土地との混在が進行しているが、集団性を保っており、概ね基盤整備も完了していることから、流動化や田の汎用化、植物工場をはじめとした高度園芸施設の整備を推進することにより、農用地の高度利用を図る。

また、主要地方道前橋・高崎線西側の農地については、宅地等の非農業的利用の土地との混在化が進み、農地が散在している状況となっていることから、農用地の汎用化を図り農業生産の維持を図る。

(b) 中尾

当該地区の北西部に位置する1.7ha の農用地は、住宅等の既開発地に囲まれる形で存在しており、農用地の汎用化を図り農業生産の維持を図る。

(B) 中川地区

当該地域の西に位置し、79.6ha の農用地は、66%が田として、残りが畑として利用されている。

(a) 大八木

当該地区の南部に位置し、20.1ha の農用地は、70%が田として、残りが畑として利用されている。

農用地は周囲を市街化区域に囲まれる形で存在しているが、集団性を保っており、概ね基盤整備も完了していることから、流動化、田の汎用化を推進し農用地の高度利用を図るとともに、都市と農地が共生する新しいモデルの検討を進めることにより、農業生産の維持・発展を図る。

(b) 小八木

当該地区の中央部に位置し、24.9ha の農用地は、76%が田として、残りが畑として利用されている。

集団性を保っており、概ね基盤整備も完了していることから、流動化、田の汎用化を推進するとともに、植物工場をはじめとした高度園芸施設の整備を推進することにより農用地の高度利用を図る。

(c) 正観寺

当該地区の北部に位置し、既存集落を内包した 34.6ha の農用地は、56%が田として、残りが畑として利用されている。

集団性を保っており、概ね基盤整備も完了していることから、流動化や田の汎用化、植物工場をはじめとした高度園芸施設の整備を推進することにより農用地の高度利用を図る。

(II) 高崎南西地域

当該地域は、観音山丘陵、一級河川烏川以南及び一級河川鎬川以北の、高崎地域の南部から西部にかけて位置し、379.8ha の農用地のうち、52%が田として、残りが畑として利用されている。

(A) 片岡地区

当該地域の中央に位置し、72ha の農用地は、64%が田として、残りが畑として利用されている。

(a) 石原・寺尾

当該地区の南部から西部に位置し、41.7ha の農用地は、89%が田として、残りが畑として利用されている。

一級河川烏川及び主要地方道寺尾・藤岡線の中の農用地については、その大部分が田として利用されており、基盤整備も完了していることから、流動化、田の汎用化を推進し、農用地の高度利用を図る。

(b) 乗附

当該地区北部に位置し、30.4ha の農用地は、69%が畑として、残りが田として利用されている。

田は、一級河川碓氷川及び一級河川荒久沢川の合流付近にあり、基盤整備も完了していることから、流動化、田の汎用化を推進し、農用地の高度利用を図る。

畑は、観音山丘陵にあるが、傾斜地であるため耕作に不向きな土地では一部原野化するなどの現象も出てきている。

樹園地への転換や新規作目の導入等も検討し、農用地の効率的な利用を図る。

(B) 西部地区

当該地域の北から西にかけて位置し、137.6ha の農用地は、65%が畑として、残りが田として利用されている。

(a) 金井淵・剣崎・下大島・町屋

当該地区の北部に位置し、48.7ha の農用地は、76%が田として、残りが畑として利用されている。

一級河川烏川及び一般国道 406 号に挟まれた農用地については、宅地等の非農業的利用の土地との混在化が進みつつあるが、基盤整備も完了していることから、流動化、田の汎用化を推進し、農用地の高度利用を図る。

(b) 若田

当該地区の北西部に位置し、八幡霊園西側及び南側の 18.2ha の農用地は、ほぼ全域が畑であり、主に果樹園として利用されている。

樹園地帯は傾斜地に位置し、一部には荒廃農地等が発生しているが、当区域は本市の果樹生産の中心である榛名地域 里見地区に隣接している。

果樹生産を維持・発展させていくため、荒廃農地等の再生を積極的に進めるとともに、農用地の高度利用を図る。

(c) 鼻高

当該地区の南部に位置し、一級河川碓氷川南側の観音山丘陵に広がる農用地 59.1ha は、全体が畑として利用されているが、傾斜地であるため、耕作条件が不利な土地では一部原野化するなど、荒廃農地の発生がみられる。

近年、地域の住民組織を中心とした地域再生の活動が展開されており、果樹園や牧場などの農業資源を核とした都市住民と農村

の交流活動が活発に行われている。

果樹、飼料用作物や新規作物への転換を進め、観光農園ゾーンとしての魅力を高め、都市住民と農村との交流拠点とするため、荒廃農地等の再生を積極的に進めるとともに、農用地の高度利用を図る。

(d) 上豊岡・中豊岡

当該地区の東部に位置し、11.6ha の農用地は、88%が田として、残りが畑として利用されている。

基盤整備は完了しているが、集落と混在した状態であり、その団地規模も小さい。

流動化、田の汎用化を推進し、農用地の効率的な利用に取り組む。

市街化区域に囲まれていることから、都市と農地が共生する新しいモデルの検討・開発を進めることにより、農業生産の維持・発展を図る。

(C) 南八幡地区

当該地域の南東に位置し、170.2ha の農用地は、61%が田として、残りが畑として利用されている。

基盤整備未実施の箇所等もあるため、農用地の整備を検討するとともに、新規作物の導入等についても検討を進める。

約 6ha ある施設野菜団地のさらなる集団化と施設園芸の高度化を図り、産地としての整備を促進する。

(Ⅲ) 高崎北西地域

当該地域は、一級河川烏川以北、一級河川井野川以西の、高崎地域の北部から西部にかけて位置し、318.6ha の農用地のうち、77%が田として、残りが畑として利用されている。

(A) 六郷地区

当該地域の南に位置し、95.1ha の農用地のうち、75%が田として、残りが畑として利用されている。

基盤整備も完了しているため、流動化、田の汎用化等を推進し、農用地の効率的な利用を図るとともに、新規作物の導入等についても検討を進める。

(B) 長野地区

当該地域の北に位置し、223.5ha の農用地のうち、78%が田として、残りが畑として利用されている。

基盤整備もほぼ完了しているため、流動化、田の汎用化等を推進し、

農用地の効率的な利用を図るとともに、新規作物の導入等についても検討を進める。

(Ⅳ) 高崎南東地域（大類・岩鼻地区）

当該地域は、一級河川井野川以南、国道 17 号線以北の高崎地域の南東部に位置し、310.1ha の農用地のうち、80%が田として、残りが畑として利用されている。

米麦地帯であり、流動化や大型機械の共同利用、田の汎用化等を推進し、農用地の高度利用を図るとともに、新規作物の導入等についても検討を進める。

当該地域は交通利便性の高い立地であることから、農業投資を集中することにより、植物工場をはじめとした高度園芸施設の整備を進め、農用地のさらなる高度利用を図る。

また、住宅地等の既開発地に隣接し、非農地的な用途と農用地の混在が生じている場所では、保全・活用する農用地を見極め、新しい都市型農業としてのあり方の研究を進める。

(Ⅴ) 高崎東地域（京ヶ島・滝川地区）

当該地域は、一級河川井野川左岸、市道 E-867 及び E-850 号線以東の高崎地域の東部に位置し、複数の既存集落を内包しつつ連続した 324.8ha の農用地は、75%が田として、残りが畑として利用されている。

米麦地帯であり、流動化や大型機械の共同利用、田の汎用化等を推進し、農用地の高度利用を図るとともに、新規作物の導入等についても検討を進める。

当該地域は交通利便性の高い立地であることから、農業投資を集中することにより、植物工場をはじめとした高度園芸施設の整備を進め、農用地のさらなる高度利用を図る。

また、住宅地等の既開発地に隣接し、非農地的な用途と農用地の混在が生じている場所では、保全・活用する農用地を見極め、新しい都市型農業としてのあり方の研究を進める。

(Ⅵ) 倉渕地域

当該地域には、654.9ha の農用地があり、77%が畑として、残りが田として利用されている。

畑では標高の高さを生かし、野菜などの有機栽培が盛んに行われている。食への意識が高まるなか、有機栽培作物の需要は伸びており、有機栽培等の収益性の高い作物への転換を図る。

当該地域は、有機農業を志向する新規就農者が多く、その支援として栽培に適した畑を確保するため荒廃農地等の再生を積極的に進める。

(A) 烏川左岸地区

当該地区は、一級河川烏川左岸に位置し、農用地 394.8ha は、79%が畑として、残りが田として利用されている。

(a) 三ノ倉

当該地区の南部に位置し、農用地 105.4ha は、57%が畑として、残りが田として利用されている。

畑は丘陵部にあり、田は烏川とその支流沿いに狭小ながら帯状に広がっている。

畑では、荒廃農地等の再生を積極的に進めて農用地を確保し、効率的利用のための農道整備や小規模ほ場整備等を検討するとともに、有機栽培等の収益性の高い作物への転換を図る。

田は、倉渚地域の中では比較的団地化しており、傾斜も緩やかであるため、ほ場整備により効率的な農地利用を図るとともに魅力的な農村風景に配慮した整備を検討する。

(b) 権田

当該地区の北部に位置し、農用地 289.4ha は、87%が畑として利用されている。

標高の高い、相満、鳴石などでは有機栽培が盛んに行われており、当該地域における有機栽培の拠点的なエリアとなっている。

ほ場整備が完了しているところでは、機械化による一貫作業を進め、効率化を図る。

ほ場整備が未実施であり、傾斜度も比較的緩く団地を形成しているところでは、ほ場整備により中型・多機能型機械の導入が可能となるよう集団化を図る。

荒廃農地等の再生を積極的に進めることにより農用地を確保し、有機栽培等の収益性の高い作物への転換を図る。

(B) 烏川右岸地区

当該地区は、倉渚地域の一级河川烏川右岸に位置し、農用地 260ha は、74%が畑として、残りが田として利用されている。

(a) 水沼

当該地区の南部に位置し、農用地 74.9ha は、75%が畑として、残りが田として利用されている。

畑は傾斜度の比較的強い丘陵部にあり、田は烏川とその支流沿いに狭小ながら帯状に展開している。

荒廃農地等の再生を積極的に進めて農用地を確保し、効率的利用のための農道整備や小規模ほ場整備等を検討するとともに、有機栽培

培等の収益性の高い作物への転換を図る。

(b) 岩氷

当地区の西部にあたる農用地 21.1ha は、67%が畑として、残りが田として利用されている。

農用地のほとんどが烏川沿いの狭小な土地であるため、大規模なほ場整備は難しいが、荒廃農地等の再生を積極的に進めて農用地を確保し、効率的利用のための農道整備や小規模ほ場整備等を検討するとともに、有機栽培等の収益性の高い作物への転換を図る。

(c) 川浦

当地区の北西部にあたる農用地 164.1ha は、75%が畑として、残りが田として利用されており、丘陵部の畑と烏川とその支流沿いの田に大別される。

畑については、利用条件の改善を図るため、農道整備及び小規模ほ場整備等を検討するとともに、荒廃農地等の再生に積極的に取り組むことにより農用地の確保を進める。

傾斜度が緩く比較的まとまって存在する田は、中型機械の導入が可能となるようほ場整備を図る。

(ウ) 箕郷地域

当該地域には、714.2ha の農用地があり、69%が畑として、残りが田として利用されている。

榛名地域と並び、本市の主要農産物である梅の二大産地の一つになっている。

(A) 箕輪地区

箕郷地域の中央に位置し、農用地 212.6ha は、62%が畑として、残りが田として利用されている。

(a) 西明屋・東明屋

地区の中央部に位置し、市街地を含んだ当区域は、農用地 22.6ha のうち 57%が畑として、残りが田として利用されている。

ほ場整備が完了しているため、今後は農地の流動化を進め、効率的な利用を図る。

(b) 金敷平

地区の西部の台地上に位置し、農用地 20.2ha は 90%が畑で梅を中心とした樹園地として利用されている。

果樹生産を維持・発展させていくため、荒廃農地等の再生を積極的に進めるとともに、農用地の高度利用を図る。

道路付け等の条件が不利な箇所も見受けられるため、農道整備を検討し利用条件の改善を図る。

(c) 松之沢

地区の北西部に位置し、北側の大部分は山林となっている。

農用地 26.5ha は、64%が畑として、残りは田として利用されている。

田の大部分は、一級河川榛名白川沿いに展開し区画も整形されている。このため農地の流動化を促進し、効率的な利用を図る。

(d) 矢原

地区の北東部に位置する当区域は、農用地 89.9ha のうち 80%は畑として、残りは田として利用されている。

当地区は、田・畑・樹園地が混在し、農業生産の合理性を阻害している箇所も見受けられるため、果樹や有機栽培等の収益性の高い作物への転換を検討する。

(e) 上芝・下芝

地区の南部に位置し、農用地 53.4ha は、84%が田として、残りが畑として利用されている。

農用地と他の用途が混在していることから、今後も保全・活用を推進すべき農用地を見極めて流動化や田の汎用化等を推進し、農用地の効率的な利用を図る。

(B) 車郷地区

箕郷地域の西部にあり、農用地 323.1ha は、74%が畑として、残りが田として利用されている。

(a) 富岡

地区の中央部に位置し、鳴沢湖を有する当区域は、農用地 124.6ha のうち、85%が畑として、残りが田として利用されている。

区域の畑地の大部分は梅を中心とした樹園地として利用されており、箕郷地域における梅の中心的な産地となっている。

梅産地の維持発展のため、高齢化などの要因により発生してきている荒廃農地等の再生に積極的に取り組むことにより樹園地の確保を進めるとともに、果樹産地として整備を図る。

(b) 善地・中野

地区の北部に位置する当区域は、農用地 74.9ha のうち 79%が畑として、残りが田として利用されている。

畑の多くは樹園地として利用されており、樹園地は傾斜地にまで広がっており、田は河川沿いの狭小な部分に限られる。

当区域の畑地は傾斜地まで広がり、大部分は梅を中心とした樹園地として活用されており、箕郷地域における梅の中心的な産地となっている。

梅産地の維持発展のため、高齢化などの要因により発生してきている荒廃農地等の再生に積極的に取組むことにより樹園地の確保を進めるとともに、傾斜地の樹園地は農道の整備を検討し、果樹の産地として整備を図る。

(c) 和田山・白川

地区の南部に位置し、農用地 123.6ha は、60%が畑として、残りが田として利用されている。

畑では、樹園地と普通畑が混在し、生産性を阻害している箇所も見受けられる。

樹園地と畑の棲み分けを検討するとともに、荒廃農地等の再生に積極的に取組み、樹園地の確保を進め、果樹の産地として整備を図る。

田は基盤整備も完了し団地を形成しているため、流動化、田の汎用化及び果樹栽培などの収益性の高い作物への転換による農用地の高度利用を推進する。

(C) 柏木沢・生原地区

箕郷地域の東部に広がる農用地 178.5ha は、68%が畑として、残りが田として利用されている。

田・畑・樹園地が混在しており、流動化、田の汎用化等を推進し、作付地の集団化及び農用地の高度利用を図る。

生原地区の南側に広がるほ場整備済みの農用地については、大豆や小麦等の有機栽培など地域条件に適合した新規作目の導入を推進する。

農用地の高度利用を進めるため、一体的に活用可能な荒廃農地等の再生を含め利用性の高い農用地の整備を図る。

(エ) 群馬地域

517ha の農用地があり、68%が畑として、残りが田として利用されている。

人口増加の傾向にあり、農地の開発ニーズも高いことから、住宅地等の

既開発地に隣接し、非農地的な用途と農地の混在が生じている場所では、都市と農地が共生する新しいモデルの検討を進めることにより、農業生産の維持を図る。

(A) 金古地区

群馬地域の北西部、一級河川唐沢川左岸から上宿交差点以北においては主要地方道高崎・渋川線、上宿交差点以南においては主要地方道高崎・渋川線バイパス以西に位置し、農用地 118.8ha は、73%が畑として、残りが田として利用されている。

全体的には畑が多いが、田との混在が見られ、農作業の効率化の支障となっている。

農用地区域内の土地の高度利用を進めるため、大豆や小麦等の有機栽培など地域条件に適合し収益性の向上が期待できる新規作目の導入や、一体的に活用可能な荒廃農地等の再生を行うなど、利用性の高い農用地の整備を図る。

(B) 国府地区

群馬地域の北東部に位置し、農用地 123ha は、85%が畑として、残りが田として利用されている。

(a) 引間・後疋間・塚田・稻荷台

地区の南部に位置し、農用地 62.8ha のうち 82%が畑として、残りが田として利用されている。

住宅地等の既開発地に隣接し、非農地的な用途と農地の混在が生じている場所では、新しい都市型農業としてのあり方の研究を進めながら、農用地としての保全・活用を見極め、農用地の新たな活用方法を視野に入れ調整を図る。

(b) 北原・東国分・西国分・冷水

地区の北部に位置し、農用地 60.2ha のうち 88%が畑として、残りが田として利用されている。

野菜の生産に適した土壌が広がり、露地栽培が盛んに行われている。

農用地の流動化等を進め、露地野菜の産地として体制の強化を図るとともに、ほ場の大区画化等の整備を推進することにより、農用地の高度利用を図る。

(C) 堤ヶ岡地区

群馬地域の南東部に位置し、その農用地 105.1ha は、73%が畑として、残りが田として利用されている。

(a) 棟高・菅谷

地区の北部から東部に位置する当区域は、農用地 82.8ha のうち 72%が畑として、残りが田として利用されている。

主要地方道前橋・安中・富岡線以北は、住宅地等の既開発地に隣接し、非農地的な用途と農用地の混在が生じている。

保全・活用する農用地を見極め、農用地の新たな活用方法を視野に入れ調整を図る。

主要地方道前橋・安中・富岡線以南、主要地方道高崎・渋川線バイパス以西においては、周囲を宅地等に囲まれる形ではあるが、集団性を保っており、概ね基盤整備も完了していることから、流動化、田の汎用化を推進し農用地の高度利用を図る。

(b) 三ツ寺・中泉・福島

地区の西部から東部に位置し、農用地 22.3ha は、78%が畑として、残りが田として利用されている。

宅地等の非農業利用地が混在していることから、保全・活用する農用地を見極め、農用地の新たな活用方法を視野に入れ調整を図る。

(D) 上郊地区

群馬地域の西部に位置し、農用地 170.1ha は、52%が田として、残りが畑として利用されている。

(a) 中里

地区の北部に位置する当区域は、農用地 19.4ha のうち 75%が畑として、残りが田として利用されている。

概ねほ場整備も完了し、利用条件も整っていることから流動化を推進し、農用地の効率的な利用を図る。

(b) 保渡田

地区の中央部に位置し、農用地 106ha は、その 59%が田として、残りが畑として利用されている。

区域の西側に広がる農地はほ場整備も完了していることから、流動化や水田の汎用化等を推進するとともに、地域条件に適合した新規作目の導入を図るなど、農用地区域内の土地の高度利用を積極的に進める。

また、区域の東側の農用地については、一部不整形で生産条件の不利な農地も見受けられることから、今後も保全・活用を推進すべき農用地について、基盤整備や農道整備等を検討し、利用条件の改善を図る。

なお、保渡田古墳群の周辺及び井野川両岸に広がるほ場整備済み

の農用地については、大豆や小麦等の有機栽培など地域条件に適合した新規作目の導入を図るなど、農用地の高度利用を積極的に進めるため、一体的に活用可能な荒廃農地等の再生を含め利用性の高い農用地の整備を図る。

(c) 井出

地区の南部に位置する当区域は、農用地 44.7ha のうち 52%が畑として、残りが田として利用されている。

区域の北側に広がる農地は、団地を形成しており、流動化や田の汎用化等を推進し、農用地の効率的な利用を図る。

特に、保渡田古墳群の南側に広がるほ場整備済みの農用地については、大豆や小麦等の有機栽培など地域条件に適合した新規作目の導入を図るなど、農用地区域内の土地の高度利用を積極的に進めるため一体的に活用可能な荒廃農地等の再生を含め利用性の高い農用地の整備を図る。

区域の南側の農用地は、不整形で生産条件が不利な農地も見受けられることから、今後も保全・活用を推進すべき農用地について、農道等の整備を検討し、利用条件の改善を図る。

(オ) 榛名地域

当該地域には、1,311.6ha の農用地があり、73%が畑として、残りが田として利用されている。

梨、桃、プラムなどの果樹の主要産地であり、箕郷地域と並び、本市の主要農産物である梅の二大産地の一つになっている。

(A) 室田地区

当該地区には、552.5ha の農用地があり、67%が畑として、残りが田として利用されている。

(a) 下室田

国道 406 号、主要地方道あら町・下室田線及び一般県道安中・榛名湖線の分岐点から北側の榛名山南斜面に広がる農用地 140.9 ha は、70%が畑として、残りが田として利用されている。

畑の大部分は樹園地として利用されており、榛名地域における梅の中心的な産地となっている。

田は、一級河川烏川とその支流沿いに帯状に広がり、大規模な土地改良事業の実施は難しいが、より効率的な土地利用が行われるよう調整を図る。

梅産地の維持発展のため、高齢化などを要因とした荒廃農地等の

再生に積極的に取り組み、樹園地の確保を進めながら、傾斜地に多い樹園地へ作業効率化のための農道等を検討し、果樹産地として整備を図る。

(b) 中室田

一級河川烏川以北、当地区の中央部に広がる農用地 202.6ha は、71%が畑として、残りが田として利用されている。

ほ場整備実施区域を中心とした効率的な利用と、荒廃農地等の再生を推進し、有効利用を図る。

畑の大部分は樹園地として利用されており、榛名地域における梅の中心的な産地となっている。

梅産地の維持発展のため、高齢化などを要因とした荒廃農地等の再生に積極的に取り組み、樹園地の確保を進めるなど果樹産地として整備を図る。

(c) 上室田

西部に位置し、南北に細長い丘陵地帯である。農用地は概ね一般県道安中・榛名湖線及び一級河川榛名川沿いにあり、農用地の 209ha の 63%が畑として、残りが田として利用されている。

大型機械化が可能な区域であり、省力化、団地化を推進し、農用地の高度利用を図る。

(B) 里見地区

当該地区には、290ha の農用地があり、78%が畑として、残りが田として利用されている。

(a) 上里見

一級河川烏川以南、当地区の西部に位置し、山林が多く、農用地 123.8ha は大部分が傾斜地であり、85%が畑として利用されており、梅を中心とした果樹生産地帯である。

畑の大部分は樹園地として利用されており、榛名地域における梅の中心的な産地となっている。

畑は土地条件的に大規模な基盤整備は困難であるが、果樹産地としての生産基盤を維持するため、農地の利用性の向上に資する整備を進める。

梅産地の維持発展においては、高齢化などを要因とした荒廃農地等の再生に積極的に取り組み、樹園地の確保を進める。

(b) 中里見

一級河川烏川以南、当地区の中央部に位置し、農用地 84.9ha の

うち 73%が畑として、残りが田として利用されている。

里見丘陵地帯の畑は、畑地かんがい施設が整備されており、梨、梅などを中心とした果樹栽培が盛んである。

果樹産地の維持発展のため、生産基盤の整備や、高齢化などを要因とした放棄果樹園、荒廃農地等の再生に積極的に取り組み、樹園地の確保や有効利用、生産振興を図る。

(c) 下里見・上大島

一級河川烏川以南、当地区の南東部に位置し、農用地 81.4ha のうち 72%が畑として、残りが田として利用されている。

里見丘陵地帯の傾斜地の畑では梨、梅を中心とした果樹が作付けされている。

丘陵の上部には里見フルーツ団地が整備されており、果樹生産団地が形成されている。

果樹産地の維持発展のため、生産基盤の整備として、高齢化などを要因とした放棄果樹園、荒廃農地等の再生に積極的に取り組み、樹園地の確保や有効利用、生産振興を図る。

住宅地など非農地的な用途と農用地が混在する国道 406 号線沿線部においては、保全・活用する農用地を見極め、農業投資を集中することにより農用地の高度利用を図る。

(C) 久留馬地区

当該地区には、469ha の農用地があり、76%が畑として、残りが田として利用されている。

(a) 十文字

当地区の北東部に位置し、標高 300mから 450mまでの丘陵地帯で、農用地 130.1ha の 89%が畑で、土地区画が比較的広く、高能率な機械化が可能な区域である。

また、酪農、養豚も盛んで、農業用施設用地として、畜舎等の畜産関連施設を中心に整備が行われている。

さらに、畜産経営から生じる家畜排泄物を堆肥化し、これを畑地に還元する地域循環型農業を推進する。

農業生産の拠点としてふさわしい区域とするため、高齢化などを要因とした荒廃農地等の再生に積極的に取り組むとともに、基幹作物を検討していく。

(b) 宮沢

一般県道新井・下室田線を中心に南北に細長い緩やかな丘陵地帯であり、農用地 104.8ha の 87%が畑で、土地区画が比較的広く、

高能率な機械化が可能な区域である。

また、酪農、養豚も盛んで、畜産経営から生じる家畜排せつ物を堆肥化し、これを畑地に還元する地域循環型農業を推進する。

さらに、農業生産の拠点としてふさわしい区域とするため、高齢化などを要因とした荒廃農地等の再生に積極的に取組むとともに、基幹作物を検討していく。

(c) 三ツ子沢・神戸

一級河川烏川以北、当地区の南西部に位置し、中山間地帯に属する区域である。

農用地 43.4ha は、74%が畑として、残りが田として利用されている。

畑は、畑地かんがい施設が整備されており、農用地の流動化、集団化を促進し、効率的な利用を図り、基幹作物を検討していく。

(d) 白岩

当地区の東部に位置し 75.9ha の農用地のうち 80%が畑として利用されている。

畑は、概ね緩やかな傾斜地であり、高性能機械の導入が可能である。

生産性の高い農業を行えるよう農地の流動化を図り、基幹作物を検討していく。

(e) 高浜

一般県道箕郷・板鼻線が中央を走り、集落が点在する当区域の農用地 42.8ha は、56%が畑として、残りが田として利用されている。

住宅地など非農地的な用途と農用地の混在がみられることから、今後も保全・活用を推進すべき農用地へ農業投資を集中させ高度利用を図る。

(f) 本郷

当地区の南東部に位置し、農用地 72ha は、54%が田として、残りが畑として利用されている。

大部分で基盤整備が完了し、区画が整形された集団農地であるため、流動化を促進し、農用地の高度利用を図る。

住宅地など非農地的な用途と農用地の混在がみられることから、今後も保全・活用を推進すべき農用地へ農業投資を集中させ高度利用を図る。

(カ) 吉井地域

当該地域には、904.1ha の農用地があり、61%が畑として、残りが田として利用されている。

(A) 吉井地区

当該地区には、312.3ha の農用地があり、60%が畑として、残りが田として利用されている。

(a) 吉井川

当地区の南東部に位置し、農用地 9.2ha は、60%が畑として、残りが田として利用されている。

上信越自動車道吉井インター周辺であり、畑は住宅地に混在しているが、集団性を保っている農用地については、今後は流動化、田の汎用化を推進し、農用地の効率的な利用を図る。

(b) 下長根・長根・本郷

当地区の南西部に位置し、農用地 185.7ha は、60%が畑として、残りが田として利用されている。

田は国道 254 号線の北側、畑は南部の丘陵に多く広がっており、集落に介在する農地を除けば、概ね集団性を保っているため、流動化と水田の汎用化、植物工場をはじめとした高度園芸施設の整備を推進することにより農用地の高度利用を図る。

下長根・長根区域の長根台地は本市でも有数の畑の広がりがあることから、農業生産の拠点としてふさわしい区域とするため、高齢化などを要因とした荒廃農地等の再生に積極的に取組むとともに、さらなる収益性の向上を目指し、新規作物等の導入を検討する。

非農用地的な用途と農用地が混在する場所では、今後も保全・活用を推進すべき農用地へ農業投資を集中させ高度利用を図る。

(c) 小棚・片山

当地区の北西部に位置し、農用地 57.5ha は、68%が畑として、残りが田として利用されている。

一級河川鎗川以南は、畑として整備されており、施設園芸が盛んである。

さらに集団化を促進するとともに、施設園芸の高度化を推進し、産地としての整備を図る。

(d) 池・矢田

当地区の東部に位置し、農用地 60ha は、51%が畑として、残りが田として利用されている。

基盤整備も行われているが、農業基盤の維持が困難になっているエリアもあることから、状況に合わせた作物に転換するなどして、農用地の効率的な利用を図る。

(B) 多胡地区

当該地区には、93.3ha の農用地があり、73%が畑として、残りが田として利用されている。

(a) 多胡・高・神保・塩

当地区の北部に位置し、農用地 85.2ha は、71%が畑として、残りが田として利用されている。

基盤整備実施区域を中心に、農地の流動化、団地化を推進し、農用地の有効利用を図る。

高・神保区域の長根台地は本市でも有数の畑の広がりがあることから、農業生産の拠点としてふさわしい区域とするため、高齢化などを要因とした荒廃農地等の再生に積極的に取り組み、さらなる収益性の向上を目指し、新規作物等の導入を検討する。

(b) 東谷・大沢

当地区の南部に位置し、農用地 8.1ha は、77%が畑として、残りが田として利用されている。

傾斜地が多く、ほ場整備は困難であるが、農地の流動化を推進し、農用地の有効利用を図る。

(C) 入野地区

当該地区には、366.6ha の農用地があり、60%が畑として、残りが田として利用されている。

(a) 小串・黒熊・深沢

当地区の東部に位置し、農用地 81.5ha は、82%が畑として、残りが田として利用されている。

丘陵地帯であり、露地野菜を中心とした畑作が行われており、ほ場整備実施地を中心として、流動化、団地化を推進し、農用地の有効利用を図る。

国道 254 号線の南側丘陵部に広がるほ場整備済みの畑地については、農業生産の拠点としてふさわしい区域とするため、高齢化などを要因とした荒廃農地等の再生に積極的に取り組み、さらなる収益性の向上を目指し、新規作物等の積極的な導入を検討する。

(b) 石神・中島

当地区の中央部に位置し、農用地 24.1ha は、78%が畑として、残りが田として利用されている。

国道 254 号線南側は、住宅地に農地が混在しており、ほ場整備の実施等は困難であるが、当面は、流動化や田の汎用化を促進し、農用地の効率的な利用を図る。

同線北側は、河岸段丘で傾斜もあるが、整備された農地を中心として、流動化や田の汎用化を促進し、農用地の効率的な利用を図る。

(c) 多比良

当地区の南部に位置し、農用地 136ha は、68%が畑として、残りが田として利用されている。

上信越自動車道の南側山間部に田・畑が点在しており、基盤整備実施済みの農用地を中心として、流動化や田の汎用化を促進し、農用地の効率的な利用を図る。

区域の南東部、藤岡市との隣接部に広がるほ場整備済みの畑については、農業生産の拠点としてふさわしい区域とするため、高齢化などを要因とした荒廃農地等の再生に積極的に取り組み、さらなる収益性の向上を目指し、果樹や高収益作物等の導入を推進する。

(d) 馬庭・小暮・岩井

当地区の北部に位置し、農用地 124.9ha は、66%が田として、残りが畑として利用されている。

一級河川鐺川北岸は、本市でも有数の畑の広がりがあることから、農業生産の拠点としてふさわしい区域とするため、荒廃農地の発生防止に取り組む。

また、さらなる収益性の向上を目指し、果樹や有機大豆・小麦などのより収益性の高い新規作物等の積極的な導入を検討し、一層の農用地の高度利用を図る。

(D) 岩平地区

当該地区には、131.9ha の農用地があり、56%が畑として、残りが田として利用されている。

(a) 下奥平・上奥平・坂口

当地区の北から西側に位置し、農用地 70.5ha は、57%が畑として、残りが田として利用されている。

農地は山間の傾斜地に多く点在し、規模も小さく、ほ場整備は困難であるが、流動化を推進し、農用地の有効利用を図る。

(b) 岩崎

当地区の東側に位置し、農用地 61.4ha は、54%が畑として、残りが田として利用されている。

農地は、一級河川鎭川北岸及び山間に点在している、基盤整備を実施した農地を中心として、流動化や田の汎用化を促進し、農用地の効率的な利用を図る。さらなる収益性の向上を目指し、より収益性の高い作物への転換を検討する。

ウ 特別な用途区分の構想

特になし。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農用地区域内の農用地のうち田については、平坦地及び一級河川とその支流沿いの土地にその大部分が分布している。

平坦地の田は、比較的団地化しているが、河川沿いの田は、狭小なものも多く帯状に分布している、耕地面積 2,630ha のうち、区画整理済みの田は 1,942ha であり、田の基盤整備率は 73.8%である。

今後は、平坦地を中心として、中・大型機械化のため土地条件を整備するとともに、地域での農地集積や高収益作物への転換等に対応し積極的に耕作条件の改善に取り組む。

畑については、平坦地と台地上にやや宅地と混在しており、箕郷・榛名地区の丘陵部には果樹園が比較的団地化している。

耕地面積 3,270ha のうち区画整理済みは 2,087ha、基盤整備率は 63.8%である。

今後は、水利条件の整備等により、中・大型機械化の利用が可能なほ場の整備を進め、地域での農地集積や高収益作物への転換、有機農業の推進等に対応するため、積極的に耕作条件の改善に取り組む。

なお、全耕地面積 5,900ha のうち区画整理済みは 4,029ha であり、田と畑を合わせた基盤整備率は 68.3%となっている。

一方、倉渕地域等の中山間地帯では、地形的な条件から基盤整備率は低い水準にとどまっている。

耕作条件を改善するため、ほ場や農道等を整備し、高収益作物の導入や有機農業を推進する。

なお、上記の整備を行う際には、多面的機能を有する農村環境との調和や生態系を維持保全するため、生態系に配慮した工法の導入など自然環境に配慮した整備を進めるものとする。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
農用地造成 用水・排水改良	農地耕作条件改善事業 (多比良地区)	吉井地域 入野地区	10.7 h a	1	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業生産基盤整備事業の検討・実施にあたっては、「高崎市森林整備計画」やその他林業施策との調整及び連携を図るものとする。

また、循環型農業の推進にあたっては、地域資源の活用モデルの検討として、倉渕地域烏川右岸地区で間伐材等の木質バイオマスを施設園芸の加温に利用する実証を、本市が取組む農福連携事業（障害者による通年、水耕メロン栽培）において進める。

農道の整備については、林道の開発との関連に留意し、農道と林道のネットワーク化や供用化を検討し、農林業の一体的な振興を図る。

4 他事業との関連

特になし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市の農用地の面積は年々減少しており、この傾向は今後も続くものと予想される。また、2020 年農林業センサスによると、65 歳以上の農業経営主の割合は 71.4%となっており、高齢化が進行していることがうかがえる。

このため労働力不足等を背景に、中山間部、農用地と非農用地の混在化により利用条件の劣っている農地、生産性の低い農地を中心に荒廃農地の増加も懸念されるところである。

農用地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、将来にわたり安全な食料を安定的に供給するとともに、水資源のかん養、自然環境の保全及び文化の伝承など農用地の持つ多面的機能を発揮していくためには、無秩序な土地利用や耕作放棄等による農用地のかい廃を防ぎ、営農に適した良好な状態で保全していくことが重要である。

このため、総合的な補助制度「農地再生推進事業」を活用し、放棄果樹園をはじめとした荒廃農地等を再生し、収益性の高い施設栽培や新規作物への転換を積極的に展開することにより耕作面積の確保及び農業生産基盤の強化を進める。

また、土地条件の改善が見込める農用地には、基盤整備事業や農道整備事業等を計画的に実施し、農作業の効率化及び生産性の向上を図る。

さらに、近ごろ鳥獣害による農作物の被害が著しく、耕作意欲の減退から荒廃農地になるケースが多いため、被害の実態把握、駆除や捕獲の実施など鳥獣等の生態に応じた効果の高い被害防止策を推進する。

なお、基盤整備等が完了した農用地については、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合及び高崎市農業公社等関係機関が一体となり農地中間管理事業を活用し担い手への農地の集積・集約を促進するとともに、田の汎用化等の高度利用を進めるため地下水位を下げ水はけを良くする用排水路や暗渠排水等の整備を検討し、農用地の有効活用を図る。

2 農用地等保全整備計画

該当なし。

3 農用地等の保全のための活動

ア 農地再生推進事業

本市独自の補助制度である、農地再生推進事業を活用し荒廃農地等の再生を推進す

ることにより、利用性の高い農用地の整備・確保に積極的に取り組む。

(農地再生推進事業の概要)

本事業は、令和 3 年度に創設された市単独事業であり、毎年 10.0ha の荒廃農地等の再生を 10 年間継続的に実施し、経済事情の変動その他情勢の推移による農用地区域からの除外や市街化への編入などによる農用地の減少をカバーするもので、本市の重点（主要）事業に位置づけられているものである。

本市では、広域幹線道路沿線や高速道路インターチェンジ周辺部等、交通利便性の高い場所では開発需要は依然として高く、農用地の減少が避けられない状況下にある。

このため、開発圧力の高い市街地近郊から、今後も農業生産の中心を担っていく農村エリアへ農業投資を集中させることとする。

特に、農業生産を維持していく上で最も重要な基盤である農用地については、荒廃農地等の再整備に取り組み、その確保・保全を推進する。

イ 都市と農地が共生する新しいモデルの検討

都市と農村とが一体となった本市の特徴を活かし、農業体験や交流の場としての市民農園の開設やクラインガルテンの利活用並びに農業体験事業による農地利用の促進を図るとともに、宅地等と農用地の混在化が進行しているエリアについては、農業生産を維持・継続していくため、都市と農地が共生する新しいモデルの検討を進める。

ウ 中山間地域等における対応

農業生産条件が不利な中山間部においては、農業が持続的に維持される環境づくりを支援するため、中山間地域等直接支払制度等を活用した集落協定による農業用道水路の草刈や補修、荒廃農地の管理耕作等の取組を継続支援する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の持つ水源かん養機能や山地災害防止機能等は、農用地等の保全の上で大きな役割を担っている。また、森林の適切な整備は、近年増加傾向にある鳥獣による農作物への被害軽減に有効である。このため、各種森林施策の計画的な実施により、森林資源及び森林の有する諸機能の整備を推進し、農用地の保全を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市において、効率的かつ安定的な農業経営を行うためには、首都圏に位置する恵まれた立地条件や消費地と生産地が一体となった 37 万人都市という特性を活かし、消費者ニーズに的確に対応できる経営感覚に優れた農業経営体を育成することが重要である。

このため、地域農業の中核となる農業者は、地域における他産業従事者並みの労働時間、所得を実現できる農業経営を目標とする。

具体的には、主たる農業従事者一人当たり年間労働時間 1,750～2,000 時間で年間農業所得 400 万円、1 経営体当たりでは所得 700 万円を達成できる経営を目標とする。

《営農類型別目標》

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
個別経営	水稻＋小麦＋大豆	経営面積 13 ha	水稻 10ha 小麦 13 ha 大豆 3 ha	15	300 ha
	施設野菜（トマト）＋水稻＋小麦	経営面積 1.8 ha	長期どりトマト 30 a 水稻 150 a 小麦 150 a	20	4 ha
	果樹（ウメ）	経営面積 1.5 ha	ウメ 150 a	60	180 ha
	果樹 （ナシ中心）	経営面積 0.9 ha	ナシ 80 a モモ 10 a	25	12.5 ha
	果樹 （ウメ、ナシ）	経営面積 1.6 ha	ウメ 80 a ナシ 80 a	25	25 ha
	施設花き （シラマン中心）	経営面積 0.3 ha	シラマン 30 a ハイドランジア 25 a	5	1 ha
	酪農専作 （つなぎ飼い飼養）	飼養頭数 72 頭	経産牛 50 頭 育成牛 22 頭 飼料作物 10 ha	20	200 ha
	肉牛専作（肉専用種肥育）	飼養頭数 200 頭	肥育牛 200 頭	10	—
	養豚専作 （養豚一貫）	飼養頭数 1,698 頭	種雌豚 150 頭 種雄豚 12 頭 育成豚 36 頭 肥育豚 1,500 頭	5	—
	養鶏専作	飼養頭数 300,000 羽	採卵鶏 300,000 羽	10	—
組織経営	シイタケ	経営面積 0.5 ha	シイタケ 20,000 本 （稼働ほだ木 40,000 本）	5	2.5 ha
	水田作協業	経営面積 30 ha	水稻 18 ha 小麦 30 ha 飼料稲 12 ha	18	540 ha

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農地中間管理事業を中心とした各種農地流動化方策を積極的に活用し、農作業の受委託を含めた幅広い形での農用地の流動化を推進する。

地域農業の生産力を総合的に向上させるため、地域農業の中核となる認定農業者等の育成や新規就農者の確保・企業の農業参入を推進する。

加えて、作業受委託の活用や作付地の集団化、荒廃農地の発生防止・解消等の取組みを推進することにより農作業の効率化や農地の有効利用を図る。

また、農業生産基盤整備事業等の実施にあたっては、農業経営体の状況を把握し、事業の実施が経営発展に資するよう、事業計画の策定等において十分な検討を行う。

今後は、耕種農家と畜産農家の連携を推進し、堆肥の利活用並びに飼料作物の作付け等により地力の維持増進等を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農地中間管理事業による対策

農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合及び高崎市農業公社等の関係機関との連絡を密にし、農地中間管理事業の啓蒙に努めることにより、認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化と経営安定を推進する。

(2) 経営体の活動支援

農業委員会、県及び農業協同組合等と十分な連携を取り、望ましい経営を目指す農業者や農業参入を検討する法人に対して、農地の確保をはじめ各種支援制度の利用等についての支援を行う。

(3) 地力の維持増進対策

耕種農家と畜産農家との連携により、活用可能な資源（家畜排泄物、麦わら、籾殻等）を有効に活用し、堆きゅう肥（有機肥料）の利活用による土づくりを推進する。

また、荒廃農地や転作田等を利用した飼料作物の作付けを推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

燃料価格の高騰への対応及び循環型農業の確立を図るため、間伐材等の木質バイオマスを施設園芸における加温の熱源とする取組を、地域資源を活用した循環型農業のモデルとして実証を進める。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業に係る様々な厳しい状況の中で本地域の農業を振興していくため、米麦を中心とした土地利用型農業においては、規模の拡大や低コスト化を図るとともに、新規作物の導入や果樹・園芸施設等への転換についても検討を進める。

また、園芸作物については、外国も含めた産地間競争に打ち勝つため、生産流通体制の整備や、施設園芸農業の一形態である植物工場（完全人工光型及び太陽光利用型）等による施設園芸の高度化の推進を図る必要がある。

このため、認定農業者等の担い手や各種生産組織を育成し、低コスト生産体制や多様な消費者ニーズに対応した供給体制の確立を図るため、作物・地域に即した近代化施設を計画的に整備する。

（１） 水稻・麦類

カントリーエレベーター・ライスセンターを核として米麦の生産・収穫・調製等の作業の一貫体系を推進し、生産の合理化及び低コスト化を図る。

（２） 野菜

中・小型機械の利用による作業一貫体系を確立し、生産組織を育成する。

選果・包装・出荷等の流通施設の整備及び拡充を図る。

また、周年化や品質の向上のため、被覆器材等の栽培施設の整備や、高度施設園芸の導入の促進を図る。

（３） 果樹

安定生産のため、防除機械、多目的防災網及び防霜ファン等の自然災害回避施設の整備を推進する。

加工施設や観光農園等の整備により高付加価値化を図る。

また、榛名山南麓を中心に生産されている多様なフルーツ・加工品を県内外にPRするため、ランドマークとして、烏川左岸和田橋北側に高崎産フルーツが楽しめるフルーツパーラーを整備するなど積極的な施策の展開を図る。

（４） 畜産

家畜排泄物の適正な処理を推進し、地域環境に配慮した畜産経営の確立に必要な施設・機械の整備を図る。

また、乳用牛・肉用牛については、転作田や荒廃農地の活用による飼料生産農地の確保、飼料の収穫・調製に必要な施設や機械の整備を推進するとともに、耕畜連携のため、堆肥流通センターの整備について検討する。

(5) その他

37 万人都市の特性を活かし地産地消を強力に推進するため、既存農産物直売所の拡充と新たな直売所の整備を行う。

また、高崎産農畜産物のさらなるブランド力向上を目的として、高崎産農畜産物を広く紹介するための基幹施設や加工を担う農産物加工施設等の整備を高崎東地域内における交通の要衝である高崎スマート I C 産業団地内において検討する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図 番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
農産物直売 情報提供 施設	高崎地域 高崎東地域 1 棟	全域	—	—	—	1	
農産物加工 施設	高崎地域 高崎東地域 1 棟	全域	—	—	—	2	
農産物直売 情報提供 施設	高崎地域 烏川左岸 1 棟	全域	—	—	—	3	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

燃料価格の高騰対策や、地域資源を活用した循環型農業のモデル検討として、間伐材等の木質バイオマスを施設園芸の加温に利用する実証を進める。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

倉渕地域には、新規就農者研修施設（4棟）があり、新規就農者が長期間研修を受ける際の居住施設として活用されている。この施設利用者の多くは地域に定着しており、効果を十分に発揮している。また、県立農林大学校や地域の先進的農家での知識や技術の習得等を目的とした研修等によっても効果を上げているところである。

一方、2020年農林業センサスによると、農業経営体に占める65歳以上の割合は76.8%で今後、同世代の離農による担い手不足がますます懸念される。

このような状況の中、本市農業の持続的発展には、新規就農者や定年就農者、女性農業者など多様な担い手の掘り起こし・育成が不可欠であり、新規就農者研修施設の他地域への設置など拡充を検討するものとする。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

（1）農業教育

将来を担う子供たちが、地域の農業者のもとで食べ物を育て収穫する農業体験を通じて「食」とそれを育む「農業」について考え、その重要性を理解することを目的とした学習のための「食農教育推進事業」を行う。

（2）女性農業者

2020年農林業センサスによると、女性農業者は基幹的農業従事者の35.4%を占め、農業生産や各地域において重要な役割を担っている。

今後も女性農業者の活躍の場をさらに広げるため、就業条件や農業経営上の位置づけを明らかにする家族経営協定の締結や農業委員等への登用を進める。

（3）就農・農業参入

近年、職業観の変化や自然志向の高まり等を背景に、Uターン就農者や異業種からの農業参入の増加など、就農形態が多様化してきている。

新規就農者や農業参入者も生産基盤となる農地の円滑な取得等が可能となるよう農業委員会、農地中間管理機構及び県等の関係機関との連携を強化し、就農相

談の充実を図る。

また、県立農林大学校や地域の先進農家で、知識や技術の習得を目的とした研修等の活動を支援するため、これら関係団体等との連携を密にし、情報提供を行う。

さらに、新たに農業にチャレンジする人を応援し、就農にかかる負担を軽減することを目的とした給付金「かがやけ新規就農者応援給付金」（令和4年度創設）を活用し積極的な支援を行う。

（４） 情報提供

農業協同組合、農業委員会、県及び市で構成される高崎市担い手支援協議会（平成20年設立）による情報提供や研修等を通じて、認定農業者、認定新規就農者の経営改善や農業経営改善計画、青年就農計画の達成に向けての支援を行う。

（５） 制度資金

農業経営の資金面からの支援として、各種制度資金の周知を強化するとともに、農業経営基盤強化資金、農業近代化資金、高崎市農業者災害等緊急対応資金等の借受者に対して利子補給を行う。

（６） 広報活動

本市内産農産物の消費拡大を図り、生産拡大・所得向上につなげるため、県西部農業事務所、市内3つの農業協同組合、市が参画する高崎市内産農産物広報活動実行委員会（平成23年設立）による地産多消の広報活動を実施する。

（７） 販路確保・ブランド力向上

農業者の所得向上を図るとともに、個人販売に挑戦したい農業者に販売する機会を提供するため、高崎オーパ1階 高崎じまん内及びイオンスタイル高崎駅前内に高崎産農畜産物の販売・PRを行う地場産コーナー（平成29年度開設）を運営する。

高崎産フルーツのさらなる販売拡大・販路確保及びブランド力向上を図るため、高崎産のフルーツをPRするランドマークとして、烏川左岸和田橋北側にフルーツパーラーの整備を行う。

高崎産の農産物を広くPR・販売するための基幹施設及び高崎産の農畜産物の加工を担う農産物加工施設等を高崎東地域の交通の要衝である高崎スマートIC産業団地内での整備を推進する。

さらに、海外での販売にチャレンジする農業者向けに、販路開拓を進める。

（８） 6次産業化・ブランド化

「農業者新規創造活動支援事業」（平成27年度創設）を活用し、農業者等が本市内産農畜産物を使用した新商品を開発し、その加工から販売までを行う6次産業化やブランド化等の取組を支援する。

(9) 農地整備

「農地再生推進事業」（令和 3 年度創設）を活用し、放棄果樹園をはじめとした荒廃農地等の再生や、収益性の高い施設栽培や新規作物への転換に荒廃農地等を活用する取組を積極的に展開し、必要とされる耕作面積の確保及び農業生産基盤の強化を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林家は、農業経営も行う複合経営の者が大半を占めているため、農業者の育成・確保は、林業にとっても重要である。このことから、林業者と農業者の育成・確保を一体的に推進することにより、農林業の有機的なつながりを図る。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

2020 年農林業センサスによると、販売農家のうち専業、あるいは農業所得の方が兼業所得よりも多い農家の割合は、僅か 15.2%にとどまっており、農業のみで生計を立てることの難しさが数値に表れている。

また、農家戸数は平成 22 年からの 10 年間で 2,000 戸以上減少しており、農地の流動化を推進する上からも、離農者の安定的な就業の場を確保することは重要な課題である。

近ごろは、企業の農業参入も盛んに行われており、地域一体で農業に取り組む事例もある。今後は、それらの企業と農家が地域農業の発展に向け連携していくことも必要である。

このような情勢の下、農村地域を農産物の安定供給、自然環境の保全及び健全な地域社会の維持等の役割を果たす重要な地域と位置づけ、就業機会の増大を図り、若年層を含めた地域住民が定住しうる環境・条件を整備し、地域内就業の場の確保に努める。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

6 次産業化やブランド化を推進し、農業の収益性向上に努めるとともに、農産物直売所や加工施設の整備促進及び海外を含めた新たな販路開拓を進めることにより雇用の増大を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

ほ場の除草作業や山林の下草刈等の季節的な労働については、農林業が相互に補完する就業対策を検討することにより、就業機会の増大を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農業の兼業化が進み、農業後継者や農家の若年層の都市部への流出が見受けられる地域もあり、農村の高齢化や人口減少が農業振興と農村の地域社会の活性化にとって課題となっている。

その要因の一つとして生活環境施設整備の遅れも考えられるため、今後とも整備を推進する。

自然環境と共生するという視点に立ち、循環型社会を目指すとともに、緑豊かな空間の整備や地域防災の強化など、安心安全快適なまちづくりを進めるため、高崎市第6次総合計画その他各種計画に基づき、循環型社会の創造、生活環境の向上、緑豊かな快適空間の創出、地域防災の強化及び交通安全の充実を目指す。

これらを実現すべく、地域の特性を生かしながら魅力ある地域を創造するための地域住民の自主的な検討を推進し、地域住民がいつまでも住み続けたいとする生活空間づくりのための生活環境施設の整備を進める。

(1) 安全性

市民の生命と財産を守るため、災害発生時に的確な対応のできる防災体制の整備を推進するとともに、火災をはじめとした各種災害の未然防止に努め、災害に強いまちづくりを目指す。

また、消防力や広域消防応援体制・救急救助体制を強化し、被害を最小限に抑えるとともに、警察・地域との連携による犯罪の防止に努め、治安の安定を図る。

(2) 保健性

市民一人ひとりが、生涯にわたり心身ともに健康で生き生きと暮らせるよう、「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という積極的・自主的な健康づくりを支援する。

さらに、高齢者や障害者をはじめ、すべての市民が住みなれた地域社会の中で安心して暮らしていけるよう、共に支え合う地域社会の形成を目指し、地域におけるボランティア活動を積極的に支援する。

(3) 利便性

地域の円滑な道路交通を実現するとともに、歩行者・自転車の安全や環境に配慮し、安全で快適に通行できるよう農村集落内の道路・橋梁の整備を検討する。

(4) 快適性

きれいな空気、水を守り、安全で安らぎと潤いのある快適な生活が送れるよう、環境意識の啓発と継続した環境監視のもと、市民と一体となって豊かな自然環境の保全と新たな緑の創出に努める。

また、市民がふるさととして魅力を感じ、愛着と誇りが持てる農村の姿を次世代に引き継ぐため、自然・歴史・伝統などの地域資源を生かした美しい農村景観の形成を図る。

(5) 文化性

市民主体の文化活動を積極的に支援し、質の高い文化が育つ環境を整えるとともに芸術や文化活動への参加機会を拡大し、個性豊かな地域文化の振興を推進する。

また、文化遺産の継承や文化財の活用を図り、歴史と伝統を大切にした人間性豊かな地域文化を育む。

2 生活環境施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

生活環境にとって森林は、保健休養の機能、自然とのふれあいの場及び文化活動の場等の役割を果たしている。森林の適正な整備保全を図ることにより、これら森林の持つ資源を有効に機能させ、生活環境の維持・向上に努める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

特になし。

第9 付図

- 1 土地利用計画図（付図1号） 別添
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号） 別添
- 3 農業近代化施設整備計画図（付図3号） 別添

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

別添「農振農用地区域台帳」に掲げる土地のうち「農振面積」欄が0㎡の土地以外の土地を農用地区域とする。

イ 現況森林、原野に係る農用地区域

山林8,73haについて農用地区域とする。

(2) 用途区分

農用地区域内の農業上の用途区分は、別添「農振農用地区域台帳」の「用途区分」欄に掲げるとおりとし、空欄の場合は農地とする。

(3) 地区・区域番号

地域	地区	町	番号
高崎北	新高尾	新保町	1 - 1
		新保田中町	1 - 2
		中尾町	1 - 3
		日高町	1 - 4
	中川	大八木町	2 - 1
		小八木町	2 - 2
		正観寺町	2 - 3
高崎南西	片岡	石原町	3 - 1
		寺尾町	3 - 2
		乗附町	3 - 3
	西部	金井淵町	4 - 1
		剣崎町	4 - 2
		下大島町	4 - 3
		鼻高町	4 - 4
		町屋町	4 - 5
		若田町	4 - 6
		上豊岡町	4 - 7
		中豊岡町	4 - 8
	南八幡	阿久津町	5 - 1
		木部町	5 - 2
		根小屋町	5 - 3
		山名町	5 - 4
高崎北西	六郷	上小島町	6 - 1
		上小埜町	6 - 2
		上並榎町	6 - 3
		下小埜町	6 - 4
	長野	沖町	7 - 1
		菊地町	7 - 2
		北新波町	7 - 3
		行力町	7 - 4

地域	地区	町	番号
高崎北西	長野	浜川町	7 - 5
		南新波町	7 - 6
		楽間町	7 - 7
		我峰町	7 - 8
高崎東南	大類	上大類町	8 - 1
		宿大類町	8 - 2
		柴崎町	8 - 3
		下大類町	8 - 4
		中大類町	8 - 5
		南大類町	8 - 6
	岩鼻	栗崎町	9 - 1
		東中里町	9 - 2
		矢中町	9 - 3
		綿貫町	9 - 4
高崎東	京ヶ島	大沢町	1 0 - 1
		京目町	1 0 - 2
		島野町	1 0 - 3
		西島町	1 0 - 4
		萩原町	1 0 - 5
		矢島町	1 0 - 6
		元島名町	1 0 - 7
	滝川	上滝町	1 1 - 1
		宿横手町	1 1 - 2
		下斎田町	1 1 - 3
		下滝町	1 1 - 4
		中島町	1 1 - 5
		西横手町	1 1 - 6
		八幡原町	1 1 - 7

地域	地区	町	番号
倉 渕	烏川左岸	倉渕町三ノ倉	1 2 - 1
		倉渕町権田	1 2 - 2
	烏川右岸	倉渕町水沼	1 3 - 1
		倉渕町岩氷	1 3 - 2
		倉渕町川浦	1 3 - 3
箕 郷	箕 輪	箕郷町西明屋	1 4 - 1
		箕郷町金敷平	1 4 - 2
		箕郷町松之沢	1 4 - 3
		箕郷町矢原	1 4 - 4
		箕郷町東明屋	1 4 - 5
		箕郷町上芝	1 4 - 6
		箕郷町下芝	1 4 - 7
	車 郷	箕郷町富岡	1 5 - 1
		箕郷町善地	1 5 - 2
		箕郷町和田山	1 5 - 3
		箕郷町白川	1 5 - 4
		箕郷町中野	1 5 - 5
	柏木沢・生原	箕郷町柏木沢	1 6 - 1
		箕郷町生原	1 6 - 2
群 馬	金 古	金古町	1 7 - 1
		足門町	1 7 - 2
	国 府	引間町	1 8 - 1
		塚田町	1 8 - 2
		稻荷台町	1 8 - 3
		冷水町	1 8 - 4
		後疋間町	1 8 - 5
		東国分町	1 8 - 6
		西国分町	1 8 - 7
		北原町	1 8 - 8
	堤ヶ岡	棟高町	1 9 - 1
		菅谷町	1 9 - 2
		三ツ寺町	1 9 - 3
		中泉町	1 9 - 4
		福島町	1 9 - 5
	上 郊	中里町	2 0 - 1
		保渡田町	2 0 - 2
		井出町	2 0 - 3
榛 名	室 田	下室田町	2 1 - 1
		中室田町	2 1 - 2
		上室田町	2 1 - 3

地域	地区	町	番号
榛 名	里 見	上大島町	2 2 - 1
		下里見町	2 2 - 2
		中里見町	2 2 - 3
		上里見町	2 2 - 4
	久留馬	本郷町	2 3 - 1
		高浜町	2 3 - 2
		白岩町	2 3 - 3
		十文字町	2 3 - 4
		宮沢町	2 3 - 5
		三ツ子沢町	2 3 - 6
		神戸町	2 3 - 7
吉 井	吉 井	吉井町吉井川	2 4 - 1
		吉井町下長根	2 4 - 2
		吉井町長根	2 4 - 3
		吉井町小棚	2 4 - 4
		吉井町片山	2 4 - 5
		吉井町本郷	2 4 - 6
		吉井町池	2 4 - 7
		吉井町矢田	2 4 - 8
	多 胡	吉井町多胡	2 5 - 1
		吉井町高	2 5 - 2
		吉井町神保	2 5 - 3
		吉井町塩	2 5 - 4
		吉井町東谷	2 5 - 5
		吉井町大沢	2 5 - 6
	入 野	吉井町小串	2 6 - 1
		吉井町黒熊	2 6 - 2
		吉井町深沢	2 6 - 3
		吉井町石神	2 6 - 4
		吉井町中島	2 6 - 5
		吉井町多比良	2 6 - 6
		吉井町馬庭	2 6 - 7
		吉井町小暮	2 6 - 8
		吉井町岩井	2 6 - 9
	岩 平	吉井町下奥平	2 7 - 1
		吉井町上奥平	2 7 - 2
		吉井町坂口	2 7 - 3
		吉井町岩崎	2 7 - 4